

熊本県環境影響評価審査会運営要領

令和 7 年 3 月 31 日制定

熊本県環境影響評価審査会

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成 12 年規則第 56 号。以下「規則」という。）に基づき、熊本県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を以下のとおり定める。

第 1 議長

- ア 審査会は、会長が議長となる。
- イ 部会は、部会長が議長となる。

第 2 審査会等

- ア 審査会（部会を含む。以下同じ。）は、原則として会議を公開とする。ただし、次のいずれかに該当すると会長又は部会長が認めるときは、当該会議の一部又は全部を公開しないことができる。

(1) 審査会において、希少な動植物に関する事項などの熊本県情報公開条例(平成 12 年熊本県条例第 65 号)第 7 条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

- イ 会長は、審査会の会議をオンラインにより開催することができる。ただし、原則会場の開催と併用するものとする。

ウ 会長は、疫病・災害等により招集による開催が困難なとき、審議に直接影響しない事項について報告・説明するとき、その他会長が認めたときは、審査会を書面により開催することができる。ただし、委員から招集による開催を求める意見があったときは、書面による開催は行わないものとする。

エ 会長は、計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書又は環境影響評価準備書等の審査に当たり、事業実施区域及びその周辺等の状況を確認する必要があると認めるときは、現地視察を実施することができる。

オ 会長は、審議内容に関する説明等に当たっては、事業者及び関係市町村等の出席を求めることができる。

カ 審査会の開催に当たっては、原則として 1 週間前までに、県公報に登載する（登載手続等は、熊本県広報発行事務取扱規程（昭和 28 年訓令第 953 号。）による。）とともに、報道機関への情報の提供及び熊本県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載することにより周知を図るものとする。また、現地視察の実施に当たっては、報道機関へその情報を提供する。

キ 傍聴定員は、審査会の会場においては原則 10 人以上とし、オンラインにおいては原

則制限を設けないこととする。ただし、会場の規模により抽選等やオンライン会議システム（接続数）により制限を行う場合がある。なお、現地視察については、その性質を考慮し、傍聴は受け付けないものとする。

- ク 傍聴者が会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為を行った場合、会長又は部会長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

第3 会議資料等の公開

- ア 会議資料は、原則公開とする。ただし、第2ア(1)及び(2)に関する情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、非公開とすることができる。
- イ オンラインの傍聴者がいる場合においては、会議の開催までに県ホームページに会議資料（非公開情報を含む資料を除く。）を掲載するものとする。
- ウ 議長は、審査会の議事概要を作成するものとする。
- エ 会議資料及び議事概要（非公開情報に該当する部分を除く。）は、審査会意見を知事に提出した後において、原則5年間、熊本県情報プラザにおいて閲覧に供するとともに、県ホームページに掲載するものとする。
- オ 審査会意見は、知事に提出した後において、原則期間を定めずに県ホームページに掲載するものとする。

第4 その他

本要領に定めるもののほか、審査会の公開に関する事項は、「審議会等の会議の公開に関する指針」によるものとする。

附 則

本要領は、令和7年（2025年）4月1日以降に開催する審査会及び現地視察から適用する。

(参考)

○熊本県環境影響評価条例

(熊本県環境影響評価審査会)

第 43 条 環境影響評価、事後調査その他の手続に係る技術的な事項を調査審議するため、熊本県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員 30 人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聴くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○熊本県環境影響評価条例施行規則

(会長)

第 58 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 59 条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第 60 条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第 61 条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

9 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(庶務)

第 62 条 審査会の庶務は、環境生活部において処理する。

(委任)

第 63 条 第 58 条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。